

市区町村別集計項目(推進体制等)

高知県	
市区町村数	34

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法
					5	10	4				34				
39	201	高知市	人権同和・男女共同参画課	1	1	1	1	男女がともに輝く高知市男女共同参画条例	2005年4月1日	2005年4月1日		高知市男女共同参画推進プラン2021	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
39	202	室戸市	人権啓発課	1	2	0	0				0	室戸市男女共同参画プラン2022	2022年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
39	203	安芸市	企画調整課	1	2	0	1				0	第2次あき男女共同参画プラン	2015年4月 ~ 2025年3月	0	1
39	204	南国市	南国市総務課	1	2	0	1	南国市男女共同参画推進条例	2011年6月27日	2011年7月1日		第2次南国市男女共同参画推進計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1
39	205	土佐市	生涯学習課	2	2	0	0				0	第3次 土佐市 人・ひと共同参画プラン	2023年4月1日 ~ 2033年3月31日	1	1
39	206	須崎市	人権交流センター	1	2	0	0				0	(須崎市人権施策総合計画)	2020年9月 ~	1	0
39	208	宿毛市	人権推進課	1	2	0	1				0	すくも男女共同参画プラン	2004年3月 ~	0	1
39	209	土佐清水市	じんけん課	1	2	0	0				0	とさみず男女共同参画推進プラン	2012年3月 ~	0	1
39	210	四万十市	生涯学習課	2	2	0	1				0	第2次四万十市男女共同参画計画(しまんと男女共同参画プラン)	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1
39	211	香南市	人権課	1	2	1	1				0	第2次香南市男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1
39	212	香美市	香美市立ふれあい交流センター・福祉事務所(DV)	1	2	0	1				0	香美市男女共同参画計画女性活躍推進計画 思いやりプラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
39	301	東洋町	東洋町住民課	1	2	0	0				0				0
39	302	奈半利町	住民福祉課	1	2	0	0				0	(第6次奈半利町総合計画)	2021年4月 ~ 2031年3月	1	0
39	303	田野町	住民福祉課	1	2	0	0				0				0
39	304	安田町	町民生活課	1	2	0	0				0	第2期安田町男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
39	305	北川村	住民課	1	2	0	0				0	(北川村地域福祉計画)	2023年4月 ~ 2028年3月	0	0
39	306	馬路村	健康福祉課	1	2	0	0				0				0
39	307	芸西村	企画振興課	1	2	0	0				0	芸西村男女共同参画ときめきプラン	2006年2月 ~	0	1
39	341	本山町	住民生活課	1	2	0	0				0	本山男女(ともに)かがやく21世紀プラン	2005年3月 ~	0	1
39	344	大豊町	地域福祉課	1	2	0	0				0				0
39	363	土佐町	教育委員会	2	2	0	0				0				0
39	364	大川村	総務課	1	2	0	0				0				0
39	386	いの町	総合政策課	1	2	1	1	いの町男女共同参画推進条例	2004年10月1日	2004年10月1日		第4次いの町男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1
39	387	仁淀川町	企画振興課	1	2	0	0				0	仁淀川町男女共同参画プラン(推進計画)	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1
39	401	中土佐町	中土佐町人権啓発センター	2	2	0	0	中土佐町男女共同参画推進条例	2006年7月3日	2006年8月13日		中土佐町男女共同参画基本計画(※冊子名は「中土佐町男女共同参画プラン」)	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1
39	402	佐川町	総務課	1	2	0	1				0	第2次佐川町男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1
39	403	越知町	総務課	1	2	0	0				0				0
39	405	橋原町	保健福祉課	1	2	0	0				0				0
39	410	日高村	教育委員会	2	2	1	0				0	第2次日高村男女共同参画プラン	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1
39	411	津野町	町民課	1	2	0	0				0				0
39	412	四万十町	町民課	1	2	1	1				0	第2次四万十町男女共同参画計画	2019年3月 ~ 2024年3月	1	1
39	424	大月町	健康福祉課	1	2	0	0				0	(大月町人権尊重のまちづくり基本計画)	2023年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	0
39	427	三原村	総務課	1	2	0	0				0	(三原村人権教育・人権啓発基本方針)	2022年4月1日 ~ 2023年4月1日	0	0
39	428	黒潮町	地域住民課	1	2	0	0				0	第2次黒潮町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1

<選択肢回答>

- 所属
1 首長部局
2 教育委員会

- 事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

- 庁内連絡会議
1 有
0 無

- 諮問機関
1 有
0 無

- 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2024年3月末までの制定を目的に検討中
2 2023年度以降の制定を目的に検討中
3 その他
0 検討していない

- 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定

- 現在の状況
1 策定予定有
0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			2									1	1	1	1	0	1	1	0
39	201	高知市	こうち男女共同参画センター	ソーレ	780-0935	高知県高知市旭町3丁目115番地	088-873-9100	088-873-9292	https://www.sole-kochi.or.jp		○		○					○	
39	202	室戸市																	
39	203	安芸市	安芸市女性の家		784-0001	高知県安芸市矢ノ丸3丁目12番27号	0887-34-3514	0887-34-3514	https://www.city.aki.kochi.jp/life/dtl.php?hdnKey=17	○		○					○		
39	204	南国市																	
39	205	土佐市																	
39	206	須崎市																	
39	208	宿毛市																	
39	209	土佐清水市																	
39	210	四万十市																	
39	211	香南市																	
39	212	香美市																	
39	301	東洋町																	
39	302	奈半利町																	
39	303	田野町																	
39	304	安田町																	
39	305	北川村																	
39	306	馬路村																	
39	307	芸西村																	
39	341	本山町																	
39	344	大豊町																	
39	363	土佐町																	
39	364	大川村																	
39	386	いの町																	
39	387	仁淀川町																	
39	401	中土佐町																	
39	402	佐川町																	
39	403	越知町																	
39	405	橋原町																	
39	410	日高村																	
39	411	津野町																	
39	412	四万十町																	
39	424	大月町																	
39	427	三原村																	
39	428	黒潮町																	

都道府県	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			2					1	2	1	1	0	1	1	0	1	
39	201	高知市	こうち男女共同参画センター	1999年1月29日	10	2	15,684	○	○	○	○		○	○		○	人材育成事業, 就業・企業支援事業, 県民からの企画提案事業, ボランティア育成・活用事業
39	202	室戸市			0	0	0										
39	203	安芸市	安芸市女性の家	1987年5月1日	0	2	1,848		○								
39	204	南国市			0	0	0										
39	205	土佐市			0	0	0										
39	206	須崎市			0	0	0										
39	208	宿毛市			0	0	0										
39	209	土佐清水市			0	0	0										
39	210	四万十市			0	0	0										
39	211	香南市			0	0	0										
39	212	香美市			0	0	0										
39	301	東洋町			0	0	0										
39	302	奈半利町			0	0	0										
39	303	田野町			0	0	0										
39	304	安田町			0	0	0										
39	305	北川村			0	0	0										
39	306	馬路村			0	0	0										
39	307	芸西村			0	0	0										
39	341	本山町			0	0	0										
39	344	大豊町			0	0	0										
39	363	土佐町			0	0	0										
39	364	大川村			0	0	0										
39	386	いの町			0	0	0										
39	387	仁淀川町			0	0	0										
39	401	中土佐町			0	0	0										
39	402	佐川町			0	0	0										
39	403	越知町			0	0	0										
39	405	檮原町			0	0	0										
39	410	日高村			0	0	0										
39	411	津野町			0	0	0										
39	412	四万十町			0	0	0										
39	424	大月町			0	0	0										
39	427	三原村			0	0	0										
39	428	黒潮町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2		市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち		
			宣言年月日	宣言名称		宣言の形態	女性市区長数		女性比率(%)	女性副市区長数		女性比率(%)	女性町村長数		女性比率(%)	女性副町村長数		女性比率(%)	女性自治会長数	女性比率(%)
			0			11	0	0.0	12	0	0.0	23	2	8.7	23	1	4.3	4,153	597	14.4
39	201	高知市				1	0	0.0	2	0	0.0							1138	160	14.1
39	202	室戸市				1	0	0.0	1	0	0.0							152	39	25.7
39	203	安芸市				1	0	0.0	1	0	0.0									
39	204	南国市				1	0	0.0	2	0	0.0							42	0	0.0
39	205	土佐市				1	0	0.0	1	0	0.0							161	15	9.3
39	206	須崎市				1	0	0.0	1	0	0.0							141	12	8.5
39	208	宿毛市				1	0	0.0	1	0	0.0							140	18	12.9
39	209	土佐清水市				1	0	0.0	1	0	0.0							68	4	5.9
39	210	四万十市				1	0	0.0	1	0	0.0							165	6	3.6
39	211	香南市				1	0	0.0	1	0	0.0							597	162	27.1
39	212	香美市				1	0	0.0	0	0								184	19	10.3
39	301	東洋町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	14	29.2
39	302	奈半利町										1		0.0	1		0.0	22	2	9.1
39	303	田野町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	1	6.7
39	304	安田町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	8	21.6
39	305	北川村										1	0	0.0	1	0	0.0			
39	306	馬路村										1	0	0.0	1	0	0.0	7	1	14.3
39	307	芸西村										1	0	0.0	1	0	0.0	37	3	8.1
39	341	本山町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
39	344	大豊町										1	0	0.0	1	0	0.0			
39	363	土佐町										1	0	0.0	1	0	0.0	46	1	2.2
39	364	大川村										1	1	100.0	1	1	100.0	18	2	11.1
39	386	いの町										1	1	100.0	1	0	0.0	188	22	11.7
39	387	仁淀川町										1	0	0.0	1	0	0.0	151	11	7.3
39	401	中土佐町										1	0	0.0	1	0	0.0	135	37	27.4
39	402	佐川町										1	0	0.0	1	0	0.0	106	6	5.7
39	403	越知町										1	0	0.0	1	0	0.0	62	8	12.9
39	405	檜原町										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
39	410	日高村										1	0	0.0	1	0	0.0	82	10	12.2
39	411	津野町										1	0	0.0	1	0	0.0	83	8	9.6
39	412	四万十町										1	0	0.0	1	0	0.0	221	23	10.4
39	424	大月町										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
39	427	三原村										1	0	0.0	1	0	0.0	14	1	7.1
39	428	黒潮町										1	0	0.0	1	0	0.0	62	4	6.5

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1						調査時点コード									
		問8-1		問8-2					審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他				
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数												女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)							総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数
	小計			467	416	6,020	1,868	31.0		574	515	7,073	2,083	29.5	163	110	905	195	21.5	541	67	12.4	793	96	12.1							
39	201	高知市	高知市男女共同参画条例第13条で40%と定めている。	目標達成期限はない	120	105	1,429	439	30.7	法令・条例・要綱等に基づく審議会等	93	84	1,124	359	31.9	6	5	49	11	22.4	0	0	0.0	60	4	6.7	2	2023年5月1日	2	2023年5月1日	2	2023年5月1日
39	202	室戸市			28	24	360	111	30.8	法律および条例により設置されている審議会等	28	24	360	111	30.8	5	4	36	7	19.4	25	4	16.0	26	4	15.4	1				1	
39	203	安芸市			52	44	606	190	31.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	23	21	243	59	24.3	5	3	28	6	21.4	0	0	0.0	27	5	18.5	2	2023年6月13日	2	2023年6月13日	2	2023年6月13日
39	204	南国市			15	15	507	151	29.8	条例、規則等により設置されている審議会等	15	15	507	151	29.8	5	3	33	8	24.2	31	5	16.1	32	5	15.6	1				1	
39	205	土佐市			25	23	309	87	28.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	25	23	309	87	28.2	5	4	30	6	20.0	32	5	15.6	33	5	15.2	1				1	
39	206	須崎市								地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	15	15	210	56	26.7	5	2	21	3	14.3	28	4	14.3	29	4	13.8	1				1	
39	208	宿毛市			17	17	226	55	24.3	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	15	15	191	37	19.4	5	2	23	3	13.0	0	0	0.0	26	3	11.5	1				1	
39	209	土佐清水市									23	20	235	53	22.6	5	3	19	4	21.1	24	2	8.3	25	2	8.0	1				1	
39	210	四万十市			29	27	374	108	28.9	条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	29	27	374	108	28.9	5	4	36	8	22.2	28	9	32.1	29	9	31.0	1				1	
39	211	香南市			35	35	406	120	29.6	地方自治法(第180条の5及び第202条の3)に基づく委員会・審議会	12	12	252	75	29.8	5	5	35	10	28.6	39	3	7.7	40	3	7.5	1				1	
39	212	香美市			83	67	1,107	387	35.0	市の審議会や協議の場	34	28	377	109	28.9	5	4	33	6	18.2	25	4	16.0	26	4	15.4	1				1	
39	301	東洋町									8	7	71	26	36.6	5	3	23	6	26.1	0	0	0.0	13	0	0.0	1				1	
39	302	奈半利町									7	6	64	7	10.9	5	4	24	7	29.2	17	1	5.9	18	1	5.6	1				1	
39	303	田野町									5	5	51	12	23.5	5	3	25	5	20.0	0	0	0.0	19	1	5.3	1				1	
39	304	安田町									8	6	81	19	23.5	5	2	27	2	7.4	23	2	8.7	24	2	8.3	1				1	
39	305	北川村									7	6	55	13	23.6	5	4	25	7	28.0	13	1	7.7	14	1	7.1	1				1	
39	306	馬路村									9	9	85	27	31.8	5	5	20	9	45.0	10	2	20.0	11	2	18.2	1				1	
39	307	芸西村									11	10	103	32	31.1	5	4	31	7	22.6	15	0	0.0	16	0	0.0	1				1	
39	341	本山町									8	8	131	24	18.3	5	3	27	4	14.8	0	0	0.0	24	2	8.3	1				1	
39	344	大豊町									13	13	148	39	26.4	5	3	23	5	21.7	13	2	15.4	14	2	14.3	1				1	
39	363	土佐町									16	9	94	20	21.3	5	4	27	6	22.2	10	0	0.0	11	0	0.0	1				1	
39	364	大川村									7	7	70	23	32.9	2	1	7	2	28.6	17	2	11.8	18	2	11.1	1				1	
39	386	いの町	一方の性が4割未満とならないような配慮	2024年3月	29	28	353	117	33.1	町が設置する審議会等	29	29	360	120	33.3	5	3	37	7	18.9	16	2	12.5	16	2	12.5	1				1	
39	387	仁淀川町									7	4	96	7	7.3	5	3	27	4	14.8	26	2	7.7	27	2	7.4	1				1	
39	401	中土佐町									6	5	75	18	24.0	0	0	0	0	0.0	24	2	8.3	25	2	8.0	1				1	
39	402	佐川町			21	20	204	68	33.3	法律、制令又は条例により設置されている審議会等	16	16	169	60	35.5	5	4	35	8	22.9	20	3	15.0	21	3	14.3	1				1	
39	403	越知町									7	6	79	16	20.3	5	4	23	9	39.1	16	0	0.0	17	0	0.0	1				1	
39	405	幡原町									13	10	172	35	20.3	5	3	24	5	20.8	29	3	10.3	30	3	10.0	1				1	
39	410	日高村									14	12	216	77	35.6	5	3	27	3	11.1	21	4	19.0	22	4	18.2	1				1	
39	411	津野町									6	5	36	12	33.3	5	2	27	3	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	1				1	
39	412	四万十町			13	11	139	35	25.2	法律、政令又は条例により設置されている審議会等	13	11	139	35	25.2	5	3	32	7	21.9	29	5	17.2	30	5	16.7	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日
39	424	大月町									21	18	205	91	44.4	5	3	20	3	15.0	0	0	0.0	29	6	20.7	1				1	
39	427	三原村									7	6	57	22	38.6	5	5	24	7	29.2	10	0	0.0	11	0	0.0	2	2022年7月1日	2	2023年7月1日	2	2023年7月1日
39	428	黒潮町									13	12	180	68	37.8	5	2	27	7	25.9	0	0	0.0	30	8	26.7	1				1	

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県 市区町村 コード 名	問11-1 管理職の在職状況																	問11-2 職務上の地位別職員在職状況																	問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部署への配置状況					問11-5								
	管理職 総数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職			部長 長 相当 職 数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職			課長 相当 職 数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	課長 補佐 相当 職 数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職 数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職 数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	調査 時点 コード	その他	防災・ 危機 管理 部署 職員 数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち管理職		調査 時点 コード	その他																	
				管理職 総数	うち 女性 数	女性 比率 (%)				次長 相当 職 数	うち 女性 数	女性 比率 (%)																		課長 相当 職 数	うち 女性 数			女性 比率 (%)	課長 補佐 相当 職 数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職 数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)								
				うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数				女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)																		うち 女性 数	女性 比率 (%)			うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)							
	692	141	20.4	582	125	21.5	17	0	0.0	15	0	0.0	39	7	17.9	23	7	30.4	636	134	21.1	544	118	21.7	978	412	42.1	737	292	39.6	1,661	722	43.5	1,123	479	42.7			199	47	23.6	33	2	6.1						
39 201 高知市	176	30	17.0	130	26	20.0	17	0	0.0	15	0	0.0	34	6	17.6	19	6	31.6	125	24	19.2	96	20	20.8	240	82	34.2	164	68	41.5	493	155	31.4	333	144	43.2	1		35	9	25.7	6	1	16.7	1					
39 202 室戸市	22	4	18.2	16	3	18.8	0	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	21	4	19.0	16	3	18.8	38	15	39.5	30	11	36.7	47	10	21.3	23	4	17.4	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1					
39 203 安芸市	23	6	26.1	23	6	26.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	23	6	26.1	23	6	26.1	32	16	50.0	32	16	50.0	41	13	31.7	40	13	32.5	1		7	0	0.0	1	0	0.0	1					
39 204 南国市	32	4	12.5	26	4	15.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	32	4	12.5	26	4	15.4	43	17	39.5	36	16	44.4	53	19	35.8	41	19	46.3	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1					
39 205 土佐市	26	5	19.2	20	4	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	26	5	19.2	20	4	20.0	53	17	32.1	28	9	32.1	62	26	41.9	23	10	43.5	1		7	2	28.6	1	0	0.0	1					
39 206 須崎市	26	4	15.4	24	4	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	26	4	15.4	24	4	16.7	31	8	25.8	28	8	28.6	41	13	31.7	37	10	27.0	1		8	1	12.5	2	0	0.0	1					
39 208 宿毛市	20	3	15.0	18	3	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	3	15.0	18	3	16.7	35	16	45.7	27	9	33.3	108	63	58.3	70	35	50.0	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1					
39 209 土佐清水市	20	3	15.0	18	3	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	3	15.0	18	3	16.7	31	9	29.0	27	9	33.3	53	16	30.2	44	15	34.1	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1					
39 210 四万十市	28	4	14.3	26	2	7.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	28	4	14.3	26	2	7.7	59	25	42.4	38	5	13.2	92	46	50.0	60	20	33.3	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1					
39 211 香南市	35	9	25.7	29	8	27.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	35	9	25.7	29	8	27.6	54	25	46.3	36	14	38.9	82	43	52.4	42	17	40.5	1		8	1	12.5	1	0	0.0	1					
39 212 香美市	30	10	33.3	22	9	40.9	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	30	10	33.3	22	9	40.9	51	24	47.1	34	12	35.3	82	33	40.2	44	14	31.8	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1					
39 301 東洋町	8	2	25.0	8	2	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	2	25.0	8	2	25.0	5	1	20.0	5	1	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1	0	0.0	0	0.0	1						
39 302 奈半利町	9	2	22.2	9	2	22.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	2	22.2	9	2	22.2	8	3	37.5	8	3	37.5	0	0	0.0	0	0	0.0	1		9	3	33.3	1	0	0.0	1					
39 303 田野町	9	2	22.2	8	2	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	2	22.2	8	2	25.0	7	3	42.9	4	0	0.0	7	5	71.4	5	3	60.0	1		8	3	37.5	2	0	0.0	1					
39 304 安田町	9	3	33.3	6	3	50.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	3	33.3	6	3	50.0	8	3	37.5	7	2	28.6	7	4	57.1	6	3	50.0	1		7	2	28.6	1	0	0.0	1					
39 305 北川村	10	1	10.0	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	1	10.0	10	1	10.0	4	2	50.0	4	2	50.0	8	4	50.0	7	3	42.9	1		3	1	33.3	1	0	0.0	1					
39 306 馬路村	6	3	50.0	6	3	50.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	6	3	50.0	6	3	50.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	2	2	100.0	1		2	1	50.0	0	0	0.0	1					
39 307 芸西村	8	1	12.5	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	1	12.5	8	1	12.5	9	3	33.3	7	1	14.3	9	6	66.7	7	4	57.1	1		5	2	40.0	2	0	0.0	1					
39 341 本山市	8	2	25.0	8	2	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	2	25.0	8	2	25.0	15	9	60.0	13	7	53.8	12	5	41.7	11	4	36.4	1		9	2	22.2	1	0	0.0	1					
39 344 大豊町	8	3	37.5	8	3	37.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	3	37.5	8	3	37.5	9	5	55.6	9	5	55.6	15	8	53.3	15	8	53.3	1		6	3	50.0	0	0	0.0	1					
39 363 土佐町	9	3	33.3	9	3	33.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	3	33.3	9	3	33.3	10	7	70.0	8	5	62.5	27	18	66.7	24	15	62.5	1		6	4	66.7	1	0	0.0	1					
39 364 大川村	4	2	50.0	4	2	50.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	4	2	50.0	4	2	50.0	3	0	0.0	3	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		4	2	50.0	1	0	0.0	1		
39 386 いの町	24	4	16.7	23	4	17.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	24	4	16.7	23	4	17.4	37	19	51.4	37	19	51.4	44	28	63.6	43	28	65.1	1		4	1	25.0	0	0	0.0	1					
39 387 仁淀川町	12	1	8.3	10	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	1	8.3	10	0	0.0	17	6	35.3	14	5	35.7	37	12	32.4	29	9	31.0	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1					
39 401 中土佐町	11	3	27.3	11	3	27.3	0	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	10	3	30.0	10	3	30.0	23	11	47.8	20	8	40.0	26	15	57.7	25	14	56.0	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1					
39 402 佐川町	12	3	25.0	12	3	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	3	25.0	12	3	25.0	15	10	66.7	15	10	66.7	25	12	48.0	25	12	48.0	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1					
39 403 越知町	11	1	9.1	11	1	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	1	9.1	11	1	9.1	12	3	25.0	9	1	11.1	33	20	60.6	18	9	50.0	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1					
39 405 橋原町	11	5	45.5	9	3																																													

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都道府県	市区町村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
			問11-3及び4	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7										
道	府	市	区	町	村	名	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
							1の合計	28	0	27		2			29	29	28	29	29	22
							2の合計	1	22	1		26			0	0	1	0	1	1
							3の合計	0	5			0			1	1	1	1	1	1
							4の合計	4	1						3	3	3	3	2	8
39	201	高知市	1				高知市議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1
39	202	室戸市	2				室戸市議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1
39	203	安芸市	4				安芸市議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1
39	204	南国市	1				南国市議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1
39	205	土佐市	1				土佐市議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
				議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)										
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
39	206	須崎市	1	須崎市職員旧姓使用取扱要領 ○須崎市職員旧姓使用取扱要領 平成27年12月1日 須崎市訓令第73号 (趣旨) 第1条 この要領は、一般職の職員(臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 職員は、市長の承認を得て、職務遂行又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができる文書等の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。 (旧姓使用の届出) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届出書(別記様式第1号)により、所属長を経由し、市長に届け出なければならない。 (旧姓使用の通知) 第4条 市長は、職員から前条の届け出があったときは、旧姓を使用することについて審査し、これを承認するときは、旧姓使用承認通知書(別記様式第2号)により所属長を経由して当該職員に通知しなければならない。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書(別記様式第3号)により、所属長を経由して市長に届け出なければならない。 (旧姓使用者台帳への記録) 第6条 市長は、第4条の規定による承認をし、又は前条の規定による使用中止の届出を受理したときは、旧姓使用者台帳(別記様式第4号)にその旨を記録しなければならない。 (責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し適切な運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (雑則) 第8条 この要領に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この訓令は、平成27年12月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この訓令の施行の日から平成28年3月31日までに、市長に第3条の旧姓使用届出書を提出することにより、旧姓を使用することができる。	須崎市議会	1	2	1	○須崎市議会会議規則 ○須崎市議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条 2 議員は、自らの出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2						1	1	1	1	1	1
39	208	宿毛市	4		宿毛市議会	1	2	1	宿毛市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条(1項省略) 2 議員は出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
39	209	土佐清水市	4		土佐清水市議会	1	2	1	土佐清水市議会会議規則 第1章 会議 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届(様式第1号)を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1
39	210	四万十市	2		四万十市議会	1	2	1	四万十市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	4	
39	211	香南市	1	香南市職員旧姓取扱要領 第1条 この訓令は、互いの個性が尊重され、働きやすい職場を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改正前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を専ら職場においても使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	香南市議会	1	3	1	香南市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できない時は、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	4	

都	市	道	区	府	町	村	町	コ	コ	イ	イ	ド	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										
														問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)			
								1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
39	212	香	美	市				1	香美市職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、互いの個性が尊重され、働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を専ら職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	香美市議会	1	2	1	香美市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則(欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 第1節 総則(欠席の届出) 第2条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	4	1	1	1	1	
39	301	東	洋	町				4		東洋町議会	2						3	3	3	3	3	3		
39	302	奈	半	利	町			4		奈半利町議会	1	2	1	奈半利町議会会議規則 (欠席の届け出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他 やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に出席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1		
39	303	田	野	町				1	田野町職員旧姓使用取扱規程 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届出書(様式第1号)により町長に届け出なければならない。2 町長は、前項の届出があった場合は、その内容を確認し、旧姓の使用を認めるときは、旧姓使用届出書(様式第2号)により所属長を経由の上、当該届出をした職員(以下「旧姓使用職員」という。)に対し、その旨を通知するものとする。3 所属長は、前項の旧姓使用届出書を複写し、その写しを保管した上で旧姓使用職員に対し、その旨を通知するものとする。	田野町議会	1	3	1	田野町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1		
39	304	安	田	町				1	安田町職員旧姓使用取扱要綱 第3条(旧姓使用の範囲)旧姓を使用することができるものは、法令等の規定に抵触する恐れがなく、かつ職務執行上又は事務処理上支障がないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。	安田町議会	1	3	1	安田町議会会議規則 第2条(欠席の届出) 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1		
39	305	北	川	村				4		北川村議会	4						4	4	2	4	2	4		
39	306	馬	路	村				4		馬路村議会														
39	307	芸	西	村				4		芸西村議会	1	2	2		2		1	1	1	1	1	1		
39	341	本	山	町				4		本山町議会	1	3	1	本山町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1		
39	344	大	豊	町				2		大豊町議会	4						1	1	1	1	1	1		
39	363	土	佐	町				1	土佐町職員旧姓使用取扱要項 (趣旨) 第1条 この要綱は、土佐町職員(臨時任用職員及び非常勤職員を除く、以下「職員」という。)が互いの個性が尊重され、働きやすい職場環境の整備を図り、もって行政サービスの向上に資するため、当該職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏が改まった後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	土佐町議会	1	2	1	土佐町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1	
39	364	大	川	村				4		大川村議会	4						1	1	1	1	1	1		
39	386	い	の	町				2		いの町議会	1	2	1	いの町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻、途中退場するときは、その理由を付け、別記様式により当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、急を要するときは、事後速やかに届け出るものとする。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		1	1	1	1	1	2		

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
39	387	仁淀川町	1	仁淀川町議会	1	2	1	仁淀川町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	4
39	401	中土佐町	1	中土佐町議会	1	2	1	中土佐町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)													
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
39	427	三原村	4		三原村議会	1	2	1	三原村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第1項 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	4	
39	428	黒潮町	1	黒潮町職員旧姓使用取扱規程 令和2年8月1日 訓令第29号 (目的) 第1条 この訓令は、一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を専ら職場において使用することに関して必要な事項を定めることを目的とする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができるものは、法令等の規定に抵触するおそれなく、かつ職務執行上又は事務処理上支障がないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができないものは、旧姓を使用することにより特別な法律関係を生じおそれのあるもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。 (旧姓使用の開始) 第3条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用承認申請書(様式第1号)に旧姓の表示がある戸籍の謄本又は抄本を添付(人事給与システムにより旧姓を確認できる場合を除く。)して、所属長を経由して町長に申請し、承認を受けなければならない。 2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を確認し、旧姓の使用を承認するときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により所属長を経由して当該申請をした職員(以下「旧姓使用職員」という。)に対し通知するものとする。 3 町長は、前項の承認をしたときは、人事給与システムに旧姓使用職員に係る旧姓、戸籍名、承認年月日等必要な事項を登録するものとする。 4 旧姓使用職員が、引き続き任用される場合は、第1項の規定にかかわらず、同項の手続きを省略することができる。 (旧姓使用の中止) 第4条 旧姓使用職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)により、所属長を経由して町長に届けなければならない。 (職員及び所属長の責務) 第5条 旧姓使用職員は、旧姓の使用に当たっては、第2条第1項に規定するものにおいて統一して使用すると共に、常に町長、職員等に誤解や混乱等が生じないよう努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるように努めなければならない。 (報告及び指導) 第6条 総務課長は、旧姓使用の使用状況について必要と認めるときは、所属長に報告を求め、又は所属長を通じて旧姓使用職員に対して旧姓の使用について指導することができる。 (旧姓使用の承認の取消) 第7条 町長は、旧姓使用職員が旧姓の適正な使用の指導に従わない場合等、旧姓使用を続けることが公務の遂行上適切でないとき、当該職員に係る第3条第2項の規定による承認を取り消すことができる。 2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、その旨を当該職員に通知するものとする。	黒潮町議会	4												4	4	4	4	4	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)									
コ ー ド	コ ー ド	コ ー ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例				配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
39	428	黒潮町	<p>(併任職員の取扱い) 第8条 町長は、町長部局以外の機関の職員に併任されている職員(以下「併任職員」という。)について、第3条第2項の規定による承認又は第7条第1項の規定による取消しをしようとするときは、併任職員の任命権者と協議するものとする。</p> <p>2 町長は、併任職員について、第3条第2項の規定による承認をしたとき、第4条の規定による届出を受けたとき、又は第7条第1項の規定による取消しをしたときは、その旨を併任職員の任命権者に通知するものとする。</p> <p>(その他) 第9条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p> <p>附 則 この訓令は、公表の日から施行する。</p> <p>附 則(令和4年12月16日訓令第19号) この訓令は、令和5年4月1日から施行する。</p>																

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ 等 (規 ス が 定 メ ン 有 倫 理 防 止 規 止	2 す ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 議 員 向 け 研 修 を 行 っ て い ま す か。	3 そ の 他 その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定はありますか。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
			0	0	2				3	0	0	0		0		
			0	3	10	1	0	1	7	4	6	4		30		
			0	0	21				22	6	27	1		4		
			33	30								28				
39	201	高知市	4	4	3				3		3	2		2		
39	202	室戸市	4	4	3				3		3	4		2		
39	203	安芸市	4	4	3				3		3	4		2		
39	204	南国市	4	4	3				3		3	2		2		
39	205	土佐市	4	4	3				3		3	4		2		
39	206	須崎市	4	4	3				3		3	4		3		
39	208	塩毛市	4	4	3				3		3	4		2		
39	209	土佐清水市	4	4	3				3		3	4		2		
39	210	四万十市	4	4	1	1			3		3	4		2		
39	211	香南市	4	4	3				3		3	4		2		
39	212	香美市	4	4	3				3		3	4		2		
39	301	東洋町	4	4	2				2	3	2	3		2		
39	302	奈半利町	4	4	3				3		3	4		3		
39	303	田野町	4	4	3				2	2	3	4		2		
39	304	安田町	4	4	3				3		3	4		2		
39	305	北川村	4	4	1			3	1	3	3	4		2		
39	306	馬路村												2		
39	307	芸西村	4	4	3				3		3	4		2		
39	341	本山市	4	4	2						2	4		2		
39	344	大豊町	4	4	3				1	3	3	4		2		
39	363	土佐町	4	4	3				3		3	4		3		
39	364	大川村	4	4	3				3		3	4		2		
39	386	いの町	4	4	3				1	3	3	2		2		
39	387	仁淀川町	4	4	2				2	2	2	4		2		
39	401	中土佐町	4	4	2				2	2	2	4		2		
39	402	佐川町	4	4	3				3		3	4		2		
39	403	越知町	4	4	2				2	3	3	4		3		
39	405	幡豆町	4	4	3				3		3	4		2		
39	410	日高村	4	4	2				3		3	4		2		
39	411	津野町	4	4	3				3		3	4		2		
39	412	四万十町	4	4	2				2	3	2	4		2		
39	424	大月町	4	4	2				3		3	4		2		
39	427	三原村	4	4	2				3		2	4		2		
39	428	黒潮町	4	4	2				2	2	3	2		2		